

## 別紙【修正内容】

議案第11号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 を次のように修正する。

別表第1の一部を次のように改める。

別表第1中「1 スプリング入りベットマット」を「1 スプリング入りマットレス」へ改める。

別表第1（第20条関係）

別紙 議案第11号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案

| 修正後   |   |  | 修正前   |   |  |
|---|---|--|---|---|--|
| 別表第1（第20条関係）  |   |  | 別表第1（第20条関係）  |   |  |
| 区分  | 手数料   |  | 区分  | 手数料   |  |
| (略)   |   |  | (略)   |   |  |
| 町が収集し、運搬し、処分する廃棄物のうち、粗大ごみ。（ただし、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項の政令で定める機械器具類を除く。） | 1 個又は1束につき（ただし、重量が10kg又は1㎡以上のものは大とし、それ以外の物は小とする。） | 大 600円<br>小 300円                             | 町が収集し、運搬し、処分する廃棄物のうち、粗大ごみ。（ただし、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項の政令で定める機械器具類を除く。） | 1 個又は1束につき（ただし、重量が10kg又は1㎡以上のものは大とし、それ以外の物は小とする。） | 大 600円<br>小 300円                             |
| 町が収集し、運搬し、処分する廃棄物のうち、適正処理困難物  | 1 スプリング入りマットレス<br>2 スプリング入りソファ<br>2人掛け以上<br>1人掛け  | 1 個につき2,400円<br>1 脚につき1,800円<br>1 脚につき1,200円 | 町が収集し、運搬し、処分する廃棄物のうち、適正処理困難物  | 1 スプリング入りベットマット<br>2 スプリング入りソファ<br>2人掛け以上<br>1人掛け | 1 個につき2,400円<br>1 脚につき1,800円<br>1 脚につき1,200円 |
| (略)   |   |  | (略)   |   |  |

附 則

この条例は、平成29年6月1日から施行する。